

桜川市第2次地域福祉計画 (案)

平成29年3月
桜川市

目 次

第1章 総論	3
第1節 地域福祉計画の策定について	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉計画とは	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 市社協との連携	9
第2章 各論	13
第1節 桜川市の現状と課題	13
1 人口・世帯の状況	13
2 年齢階層別人口構成	14
3 自然増減、社会増減の状況	15
4 児童の状況	16
5 障がいのある方の状況	16
6 生活保護の状況	17
7 児童扶養手当受給者の状況	17
8 ボランティア団体の状況	18
9 アンケート結果から見た現状	19
10 課題のまとめ	24
第2節 計画の基本理念・基本目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 計画の体系	27
第3節 施策の展開	29
基本目標1 だれもが市民活動に参加できる共生のまち	30
基本施策1-1 見守り・助け合いの活性化	30
基本施策1-2 支え合いの意識づくり	34
基本施策1-3 活動の担い手づくり	36
基本目標2 地域で支え合い、助け合う福祉のまち	42
基本施策2-1 情報提供に関する体制づくり	42
基本施策2-2 福祉サービスの充実	44
基本施策2-3 健康づくり	50
基本目標3 地域福祉の意識を育むやさしいまち	52

基本施策3-1 福祉のまちづくり	52
基本施策3-2 地域防犯・防災体制づくり	55
第3章 計画の推進に向けて	62
第1節 計画の推進体制	62
第2節 計画の推進主体と役割	62
1 市民の役割	62
2 地域の役割	62
3 関係団体・福祉サービス等事業者の役割	63
4 市社協の役割	63
5 市の役割	63
第3節 計画の進行管理	63
第4節 計画内容や進捗状況の周知	64

第 1 章

総論

第1章 総論

第1節 地域福祉計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

現在においては、少子高齢化が進展するなど社会情勢の変化に伴い、まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しています。子ども・高齢者・障がいのある方など、対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は民間によるサービスも含めて十分に連携を図りながら、総合的にサービスを提供することが不可欠となります。

また、これからの少子高齢社会を、だれもがいきいきとして生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが重要です。

本市の将来構想として平成29年3月に策定した『第2次総合計画』では、「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川（案）」を将来像として掲げています。

ヤマザクラは、一本一本異なる遺伝子を持ち、一つとして同じものがないことが特徴です。これは人が暮らすまちの姿に重なり、市民が互いに助け合い、力を合わせることで個々の個性を織り成すことができます。

総合計画で定められた桜川市の将来像の実現のため、地域福祉の分野では、「子どもから高齢者まで健康で共生するまちづくり」に取り組んでいきます。

そこで、福祉・保健・医療などの各分野と連携し充実を図るため、桜川市地域福祉計画を策定します。

なお、策定にあたっては、市民意識調査やパブリックコメントを実施するなど、市民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、安心して生活できるまちを目指すための計画とします。

また、市民・地域・行政の協働のもとに、自助・共助・公助があいまって、だれもが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目的としています。

2 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づくもので、地域住民・行政・社会福祉団体などの関係機関が一体となって支え合う、総合的な地域福祉に取り組む計画です。

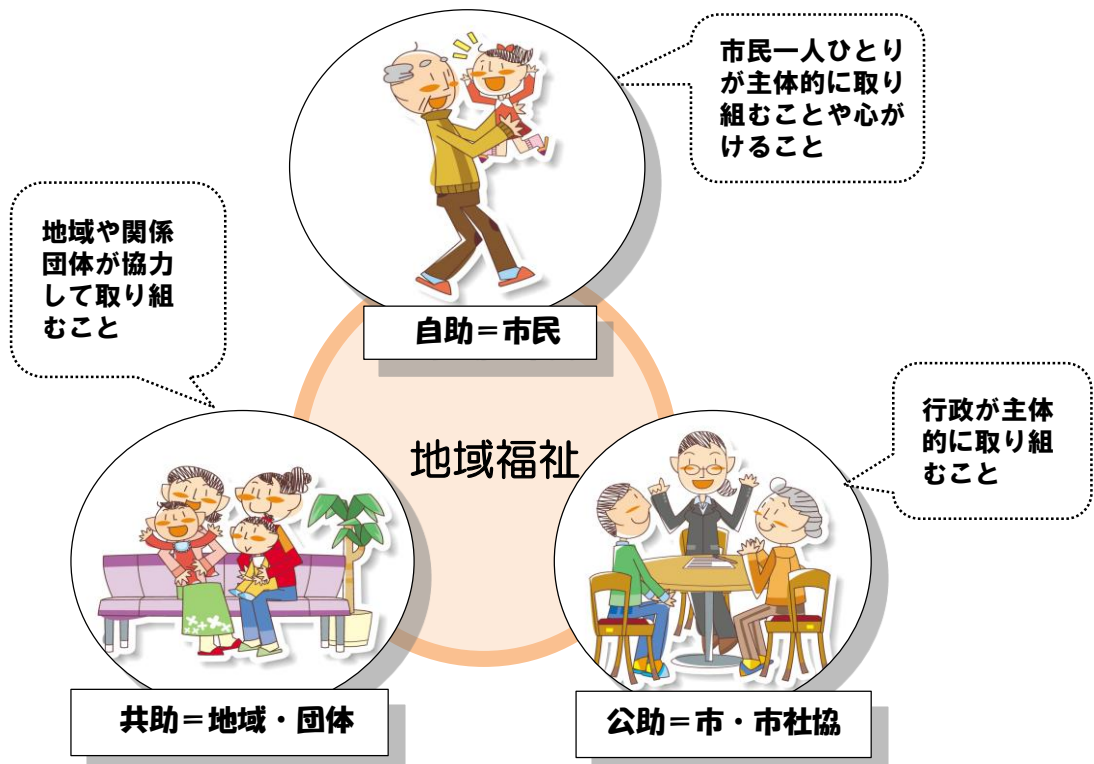
福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がいのある方」「児童」などの対象ごとに策定されてきました。『地域福祉計画』は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、市民と共に、地域で支援を要する様々な人（高齢者、障がいのある方、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

（第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（社会福祉法より抜粋）



■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が規定されており、推進主体と目的が明確にされています。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■地域福祉活動計画

『地域福祉計画（市町村地域福祉計画）』が行政の計画であるのに対し、『地域福祉活動計画』は、地域福祉推進のために社会福祉協議会などの民間が策定する「活動」「行動計画」と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要(全国社会福祉協議会 平成15年11月)

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む町民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点をもつ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における町民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

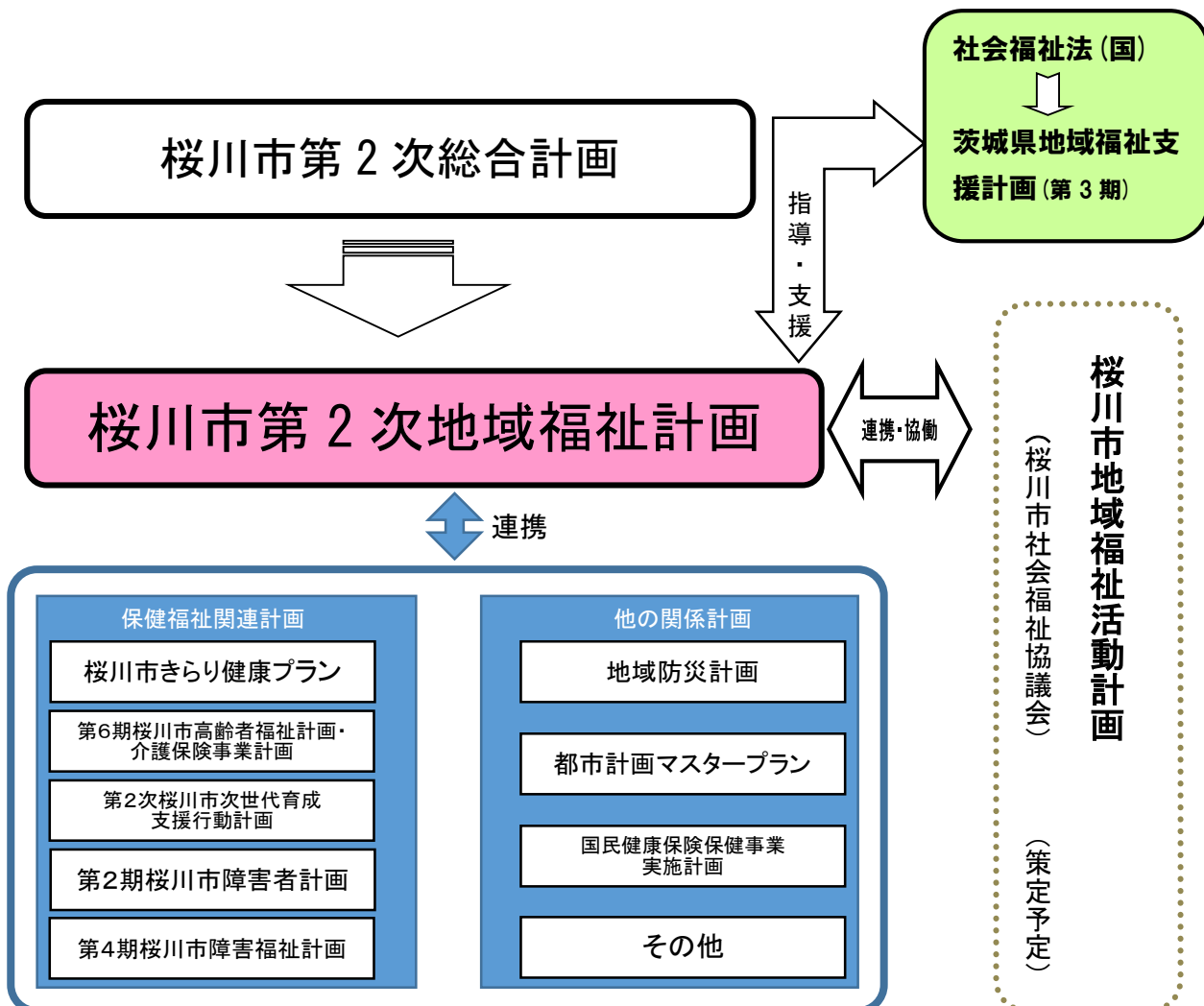
地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

3 計画の位置づけ

本計画は、桜川市の第2次総合計画に掲げられている「子どもから高齢者まで健康で共生するまちづくり」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」「地域の支え合いによる福祉づくり」を目指すための計画です。

さらに、茨城県地域福祉支援計画を踏まえるとともに、桜川市のまちづくりを進める上での長期的かつ基本的な指針として『桜川市第2次総合計画』を上位計画として、『桜川市きらり健康プラン』『第6期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』『第2次桜川市次世代育成支援行動計画』『第2期桜川市障害者計画』『第4期桜川市障害福祉計画』などの他の福祉関連計画との整合・連携を図ります。本計画には、地域福祉の視点から地域福祉の推進に関わる重要な取り組みを盛り込んでおり、これ以外の取り組みについては、下表にある個別の計画毎に実施されることとなります。

なお、本計画は、地域福祉活動を進めるために桜川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、今後策定する予定の『桜川市地域福祉活動計画』と目指すべき方向性を同じくするとともに、相互に連携、補完し合う関係にあります。



■桜川市きらり健康プラン

『桜川市きらり健康プラン』は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく『健康増進計画』と、食育基本法第18条に基づく『食育推進計画』、歯科口腔保健法に基づく『歯科保健計画』からなり、3つの計画を一体化し「自分の健康は自分で守る」という考えのもと、市民が主体的に健康づくりに取り組むよう定めた計画です。

■第6期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

『高齢者福祉計画』は、老人福祉法第20条8の規定に基づき、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。

また『介護保険事業計画』は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者などがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

■第2次桜川市次世代育成支援行動計画

『第2次桜川市次世代育成支援行動計画』は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、児童福祉・母子保健・医療・教育など、本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針を定めた計画です。

■第2期桜川市障害者計画

『第2期桜川市障害者計画』は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、桜川市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

■第4期桜川市障害福祉計画

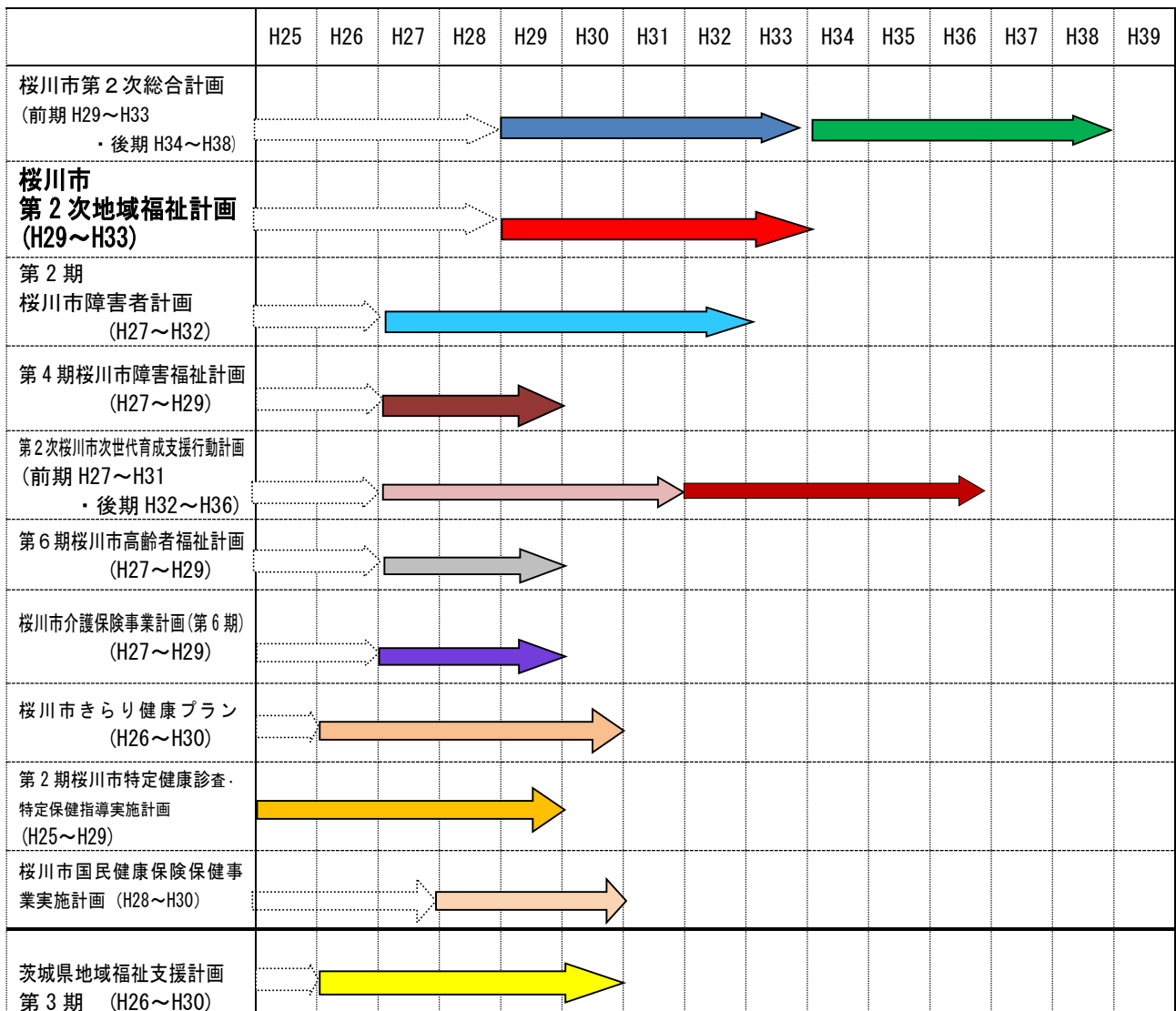
『第4期桜川市障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本方針に沿って、桜川市の障害福祉サービス、相談支援体制および地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

4 計画の期間

本計画の期間は、桜川市の基本計画である第2次総合計画との連携を図るため、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

桜川市各計画書計画期間



5 市社協との連携

市社協は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、それぞれの都道府県・市区町村を単位に設置された、公共性・公益性の高い「民間の福祉団体」です。

市社協は、地域住民・ボランティア・福祉・保健などの関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題解決に向けた活躍が期待されます。

このように、市社協は市全体の地域福祉推進の中心的な役割を担っていくこととなるため、市が策定する行政計画である『地域福祉計画』と、市社協が策定する民間の活動・行動計画である『地域福祉活動計画』との整合性を図るものとします。

第2章

各論

第2章 各論

第1節 桜川市の現状と課題

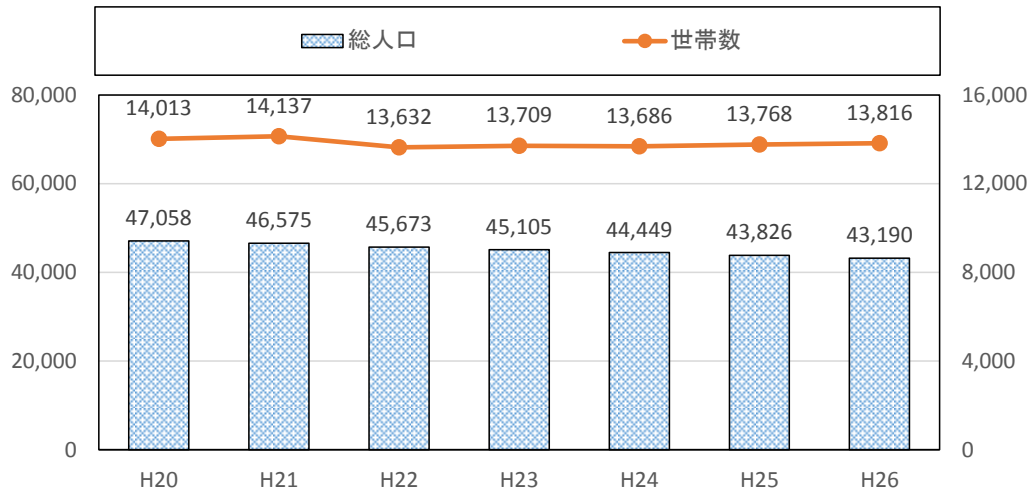
1 人口・世帯の状況

人口は減少傾向で推移しており、平成26年で43,190人となっています。

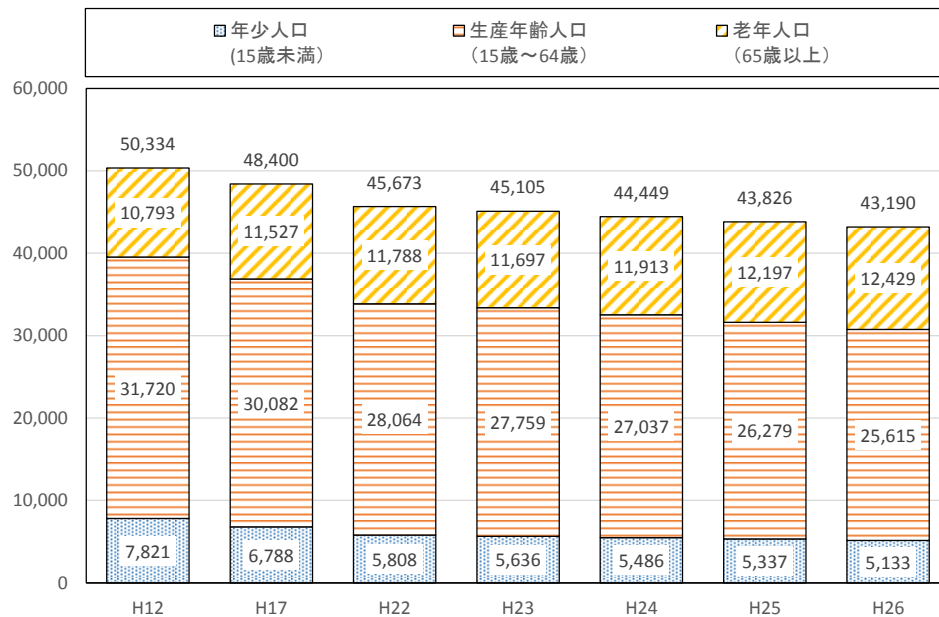
表-2の「年齢3区分別人口推移」を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加傾向で推移しています。

世帯数は平成22年に減少となりましたが、24年以降は微増で推移しています。

■表-1 人口および世帯数の推移



■表-2 年齢3区分別人口推移



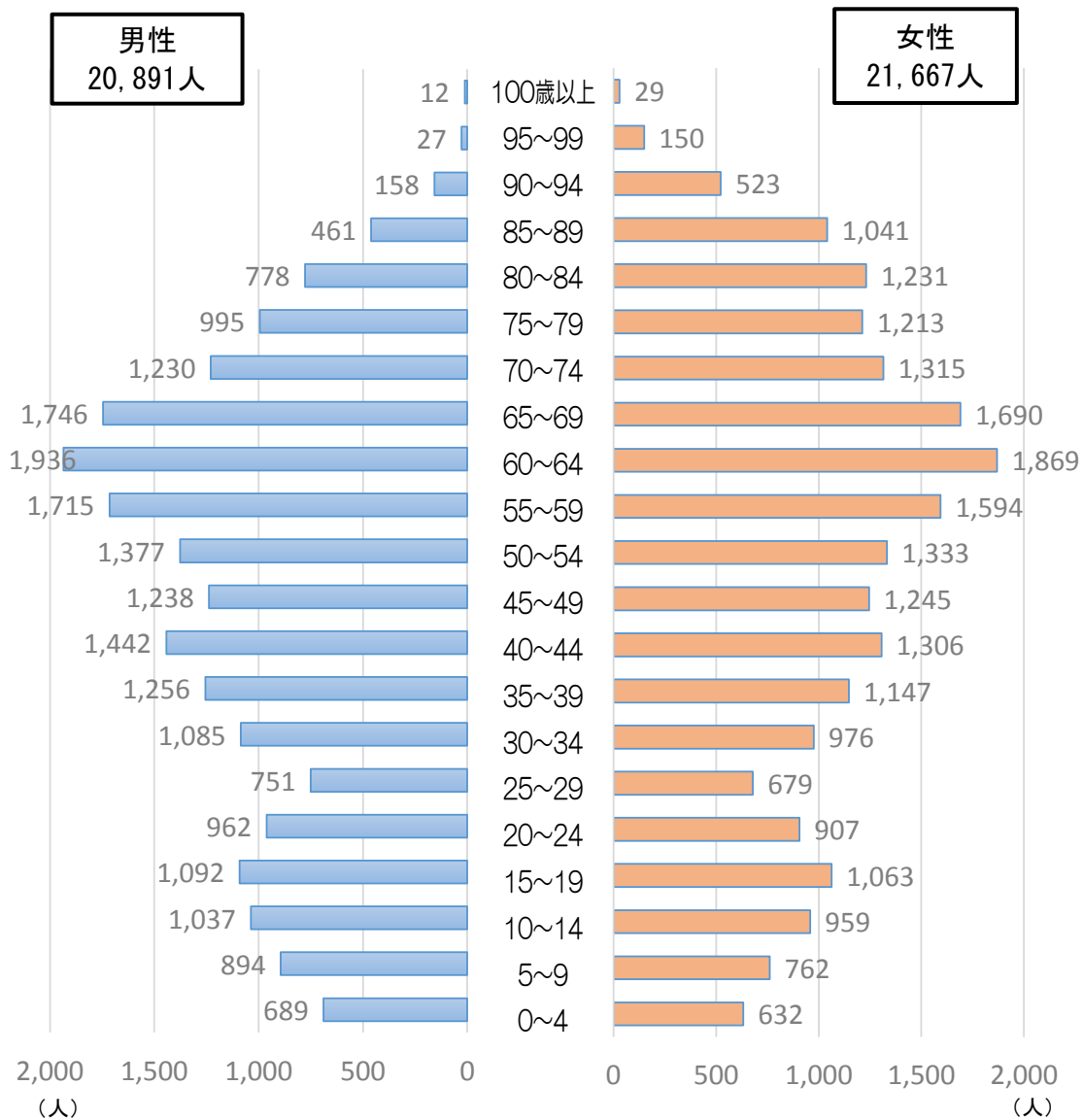
資料：茨城県常住人口調査（各年10月22年は国勢調査）

2 年齢階層別人口構成

年齢階層別の人口構成をみると、60歳代の人口が最も多く、次いで50歳代、40歳代の順となっています。最も人口が少ない年代は、10歳未満となっています。

これらの状況から、今後も少子高齢化の状況が続くと推測されます。

■桜川市の年齢階層別人口ピラミッド



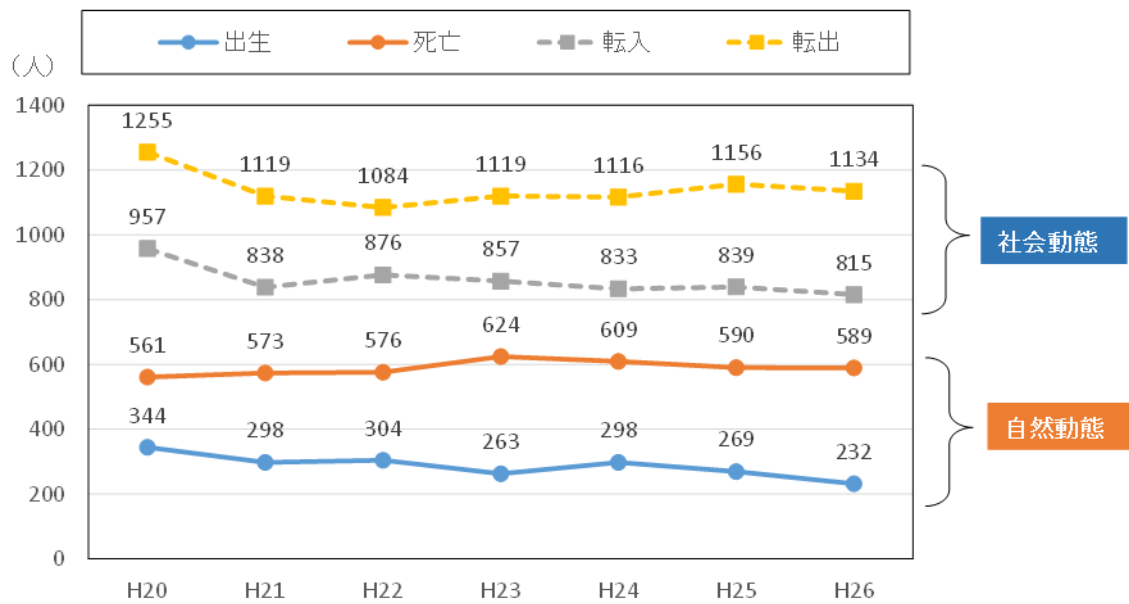
資料：茨城県常住人口調査結果（H27.7.1現在）

3 自然増減、社会増減の状況

本市の自然人口動態（出生・死亡に伴う人口の動き）は、死亡者数が出生数を上回り、減少で推移しています。

社会人口動態（転入・転出に伴う人口の動き）は、転出が転入を上回り、減少で推移しています。

■表 自然増減、社会増減の推移



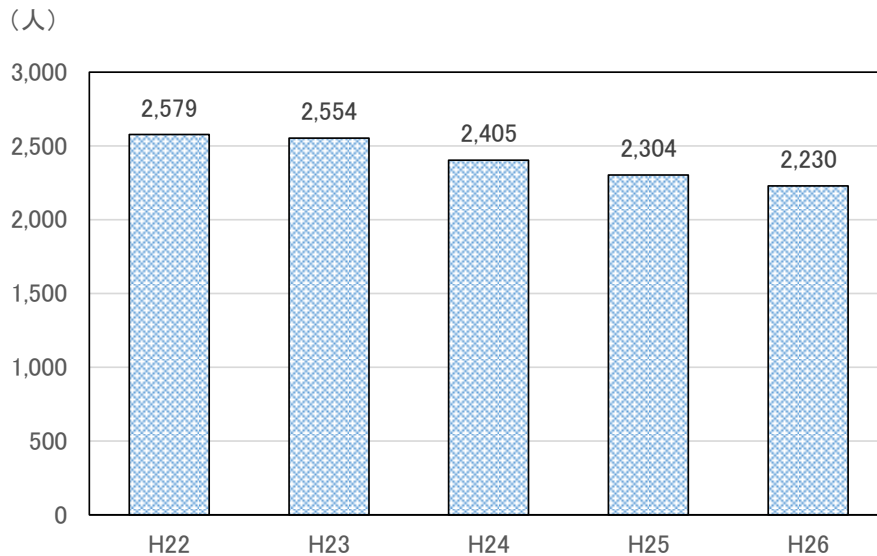
資料：常住人口調査（各年1月1日～12月31日）

4 児童の状況

市内小学校児童数は、減少傾向で推移しています。

平成22年と平成26年を比較すると、349人の減少となっています。

■市内小学校児童数の推移

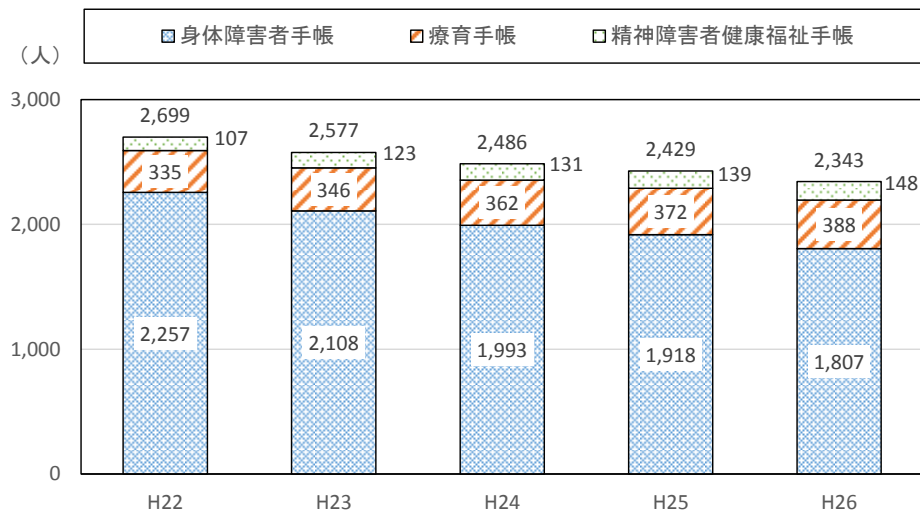


資料：教育委員会（各年5月1日現在）

5 障がいのある方の状況

障害者手帳所持者数について、平成22年と平成26年とを比較すると身体障害者が450人の減少、知的障害者が53人の増加、精神障害者が41人の増加と身体障害者は減少傾向で推移していますが、知的障害者と精神障害者は、増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

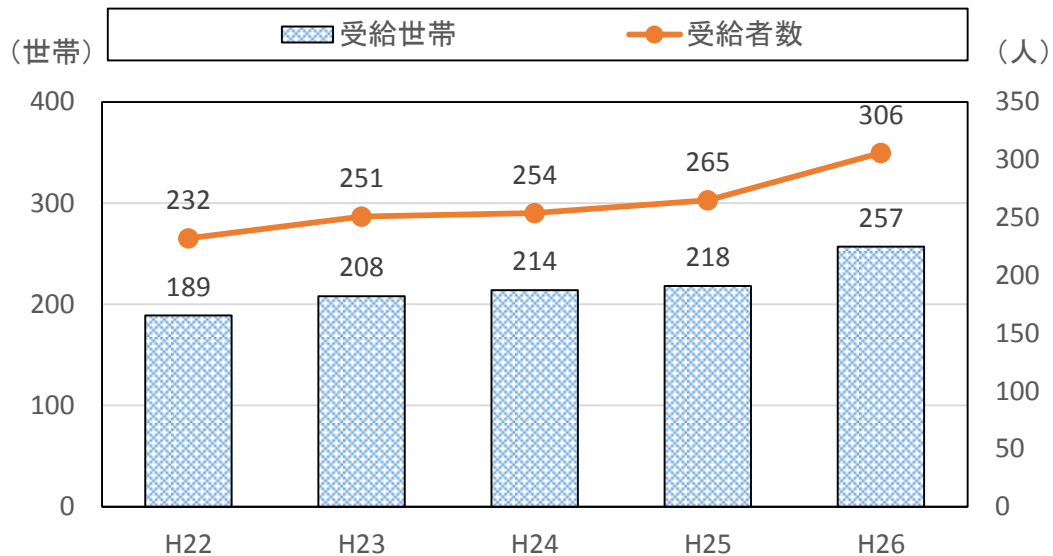


資料：社会福祉課（各年度末現在）

6 生活保護の状況

生活保護世帯数は、増加傾向で推移しており、平成 26 年は平成 22 年と比較して 68 世帯、74 人の増加となっています。

■生活保護世帯の推移

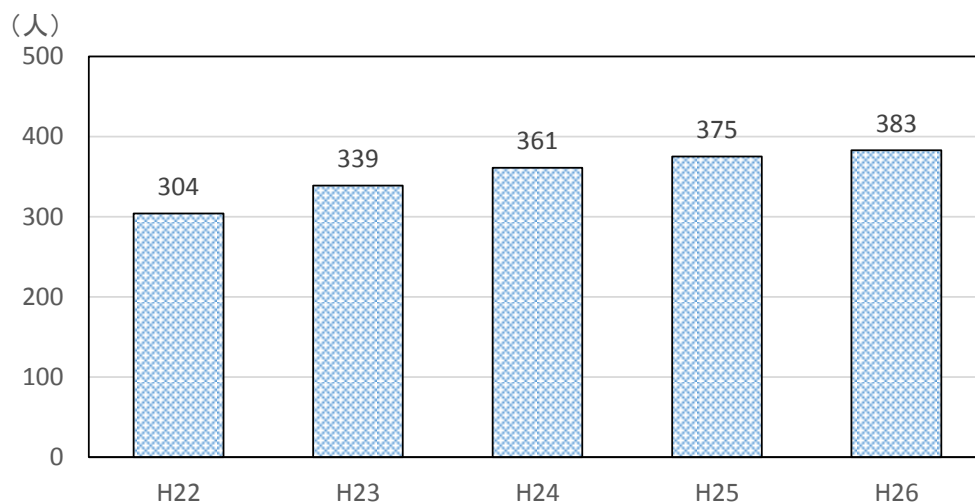


資料：社会福祉課（各年度末現在）

7 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者数は、平成 22 年度の 304 人から平成 26 年度は 383 人と、79 人の増加となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移



資料：児童福祉課（各年度末現在）

8 ボランティア団体の状況

市社協に登録しているボランティア団体は、平成 28 年度で 10 団体となっています。

■ボランティア団体一覧

No.	団体名	会員数	主な活動内容
1	桜川市シルバーリハビリ体操指導士会	62	リハビリ体操指導・普及 生きいきサロン体操指導
2	桜川市赤十字奉仕団	155	献血などの手伝い、食事サービスなど
3	ボランティア山鳩会	30	ひとり暮らし高齢者への食事サービス
4	桜川市地域女性会	210	施設訪問・食事サービス・イベント参加
5	桜川市食生活改善推進員協議会	124	幼児から高齢者の食育の推進、施設慰問
6	桜川市くらしの会	75	消費生活・ボランティア
7	桜川市笑いヨガクラブ	22	施設訪問・いきいきサロンなど
8	NPO 法人 育泳会	16	障がいのある方への支援、障がいのある方への水泳指導
9	桜川市更生保護女性会	41	更生の保護の心を広めていく活動
10	朗読の会「虹」	18	絵本・紙芝居などの読み聞かせ

資料：市社協（平成 28 年度ボランティア連絡会登録団体）

9 アンケート結果から見た現状

地域福祉計画を策定する基礎資料とするため、18歳以上の市民の方に対してアンケート調査を実施しました。以下は、その結果を抜粋したものです。

■アンケート概要

◎調査対象者：市内在住の18歳以上の方

◎調査方法：郵送による配布・回収

◎調査期間：平成28年7月29日～8月17日

◎回収状況

発送数	回収数	回収率	有効回答数	無効回答数
2,000	768	38.4%	765	3

■グラフ表示の見方

◎比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。

また、合計が100%とならないこともあります。

◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

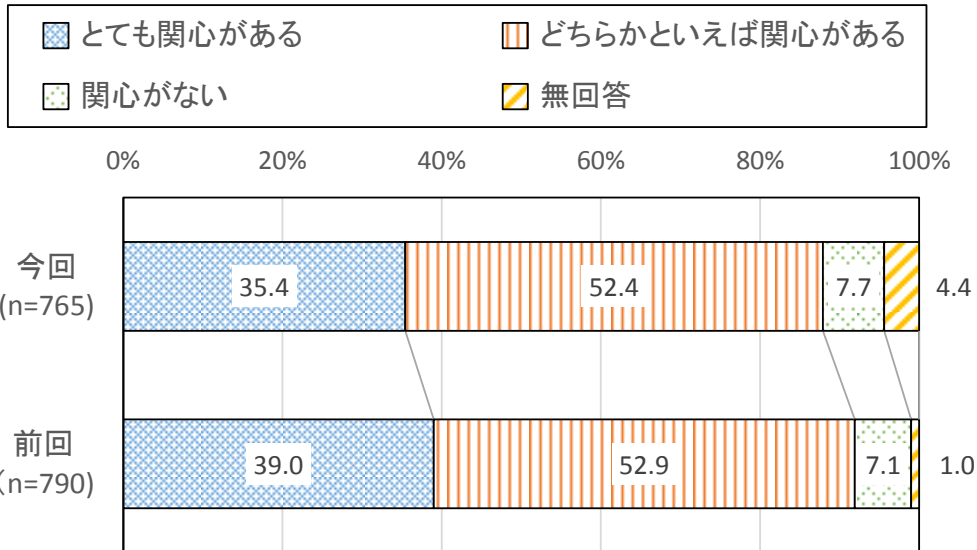
◎グラフの（サンプル数n=〇〇）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致するとは限りません。

調査結果抜粋

問 あなたは「福祉」に関心をおもちですか。（ひとつだけに○）

福祉に「とても関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合計した割合は87.8%となっていますが、前回調査と比較すると4.1%の減少となっています。

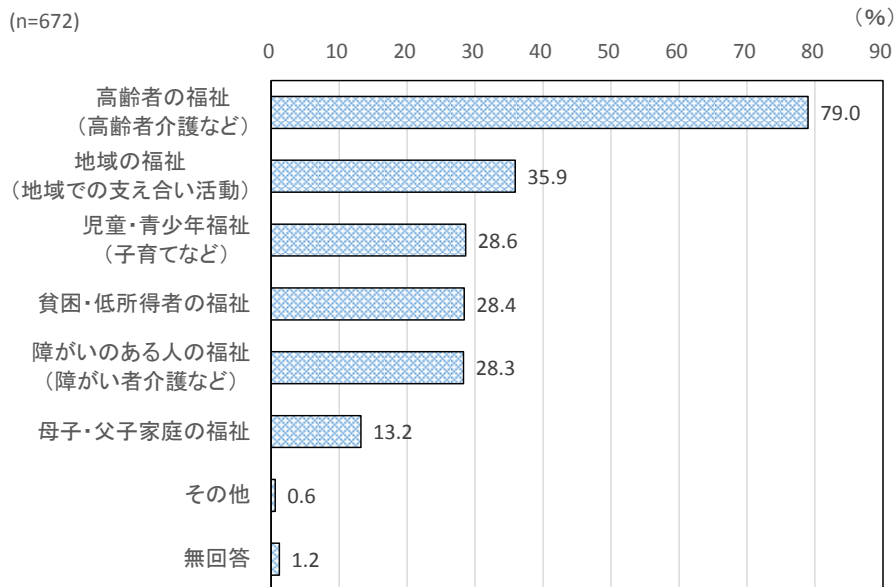
■「福祉」に対する関心について



問 どの福祉分野に関心をおもちですか。（あてはまるものすべてに○）

福祉に「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した方が関心のある分野は、「高齢者の福祉」が圧倒的に多くなっています。

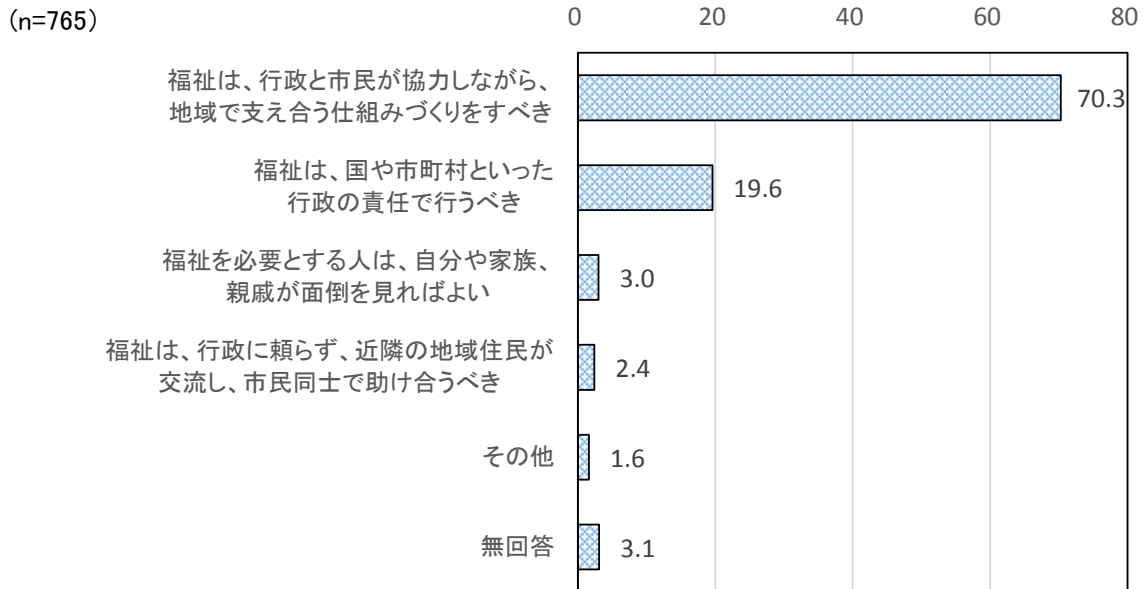
■関心のある福祉分野について



問 今後、「福祉」のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか。
(ひとつだけに○)

今後の「福祉」のあり方では「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みづくりをすべき」が70.3%と圧倒的に多い考え方となっています。

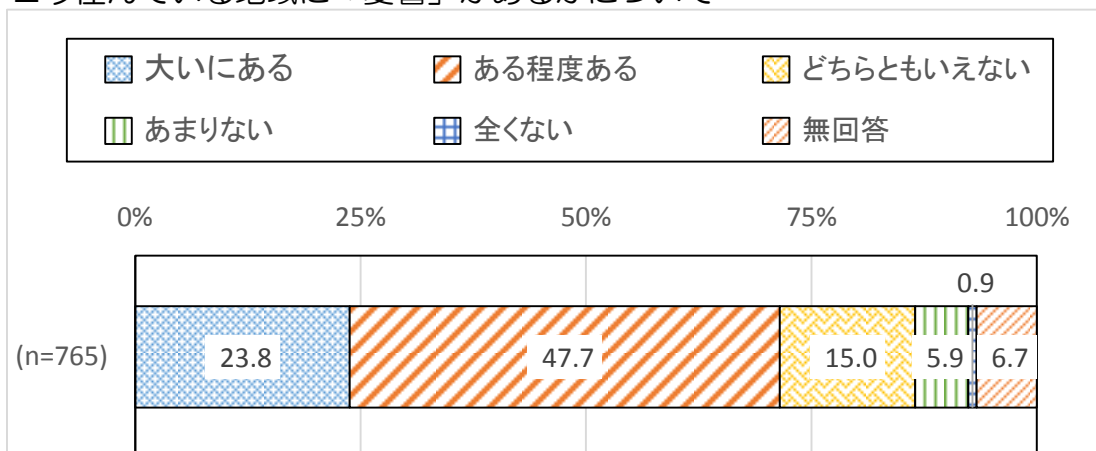
■今後の「福祉」のあり方について



問 あなたは、今住んでいる地域に愛着がありますか。(ひとつだけに○)

今住んでいる地域に「愛着」が「大いにある」又は「ある程度ある」と回答した割合は、71.5%となっています。

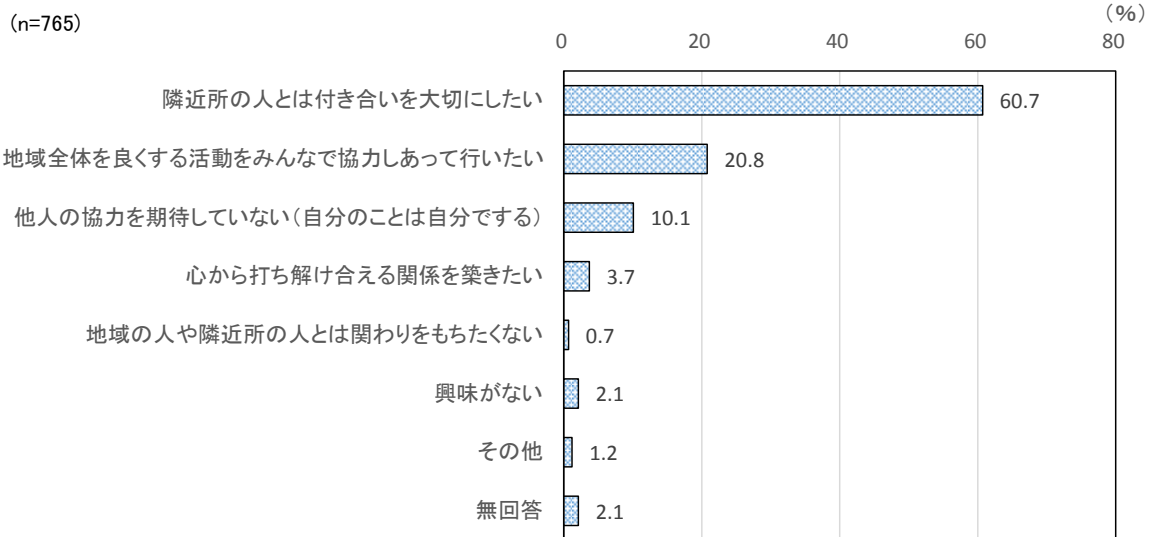
■今住んでいる地域に「愛着」があるかについて



問 あなたは、地域の人との関わりあいについて、どのようにお考えですか。
(ひとつだけに○)

地域の人とのかかわり合いについての考えでは「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」を、約6割の方が挙げています。

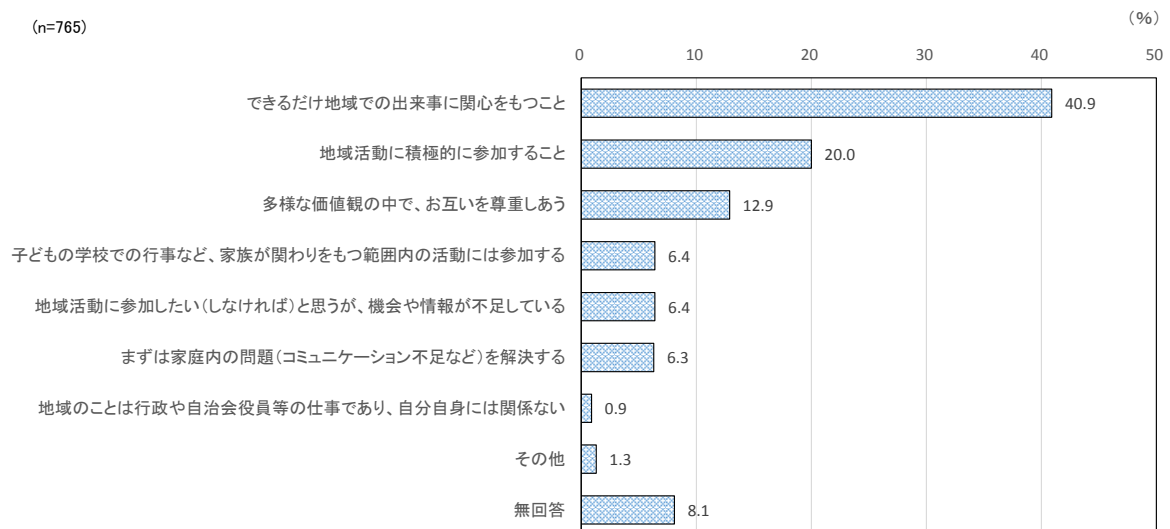
■地域の人とのかかわり合いの考えについて



問 住み慣れた地域で、私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために、市民としてあなたができることはどのようなことがあるとお考えですか。
(ひとつだけに○)

住み慣れた地域で、私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために、市民としてできることについては「できるだけ地域での出来事に関心をもつこと」を、約4割の人が挙げています。

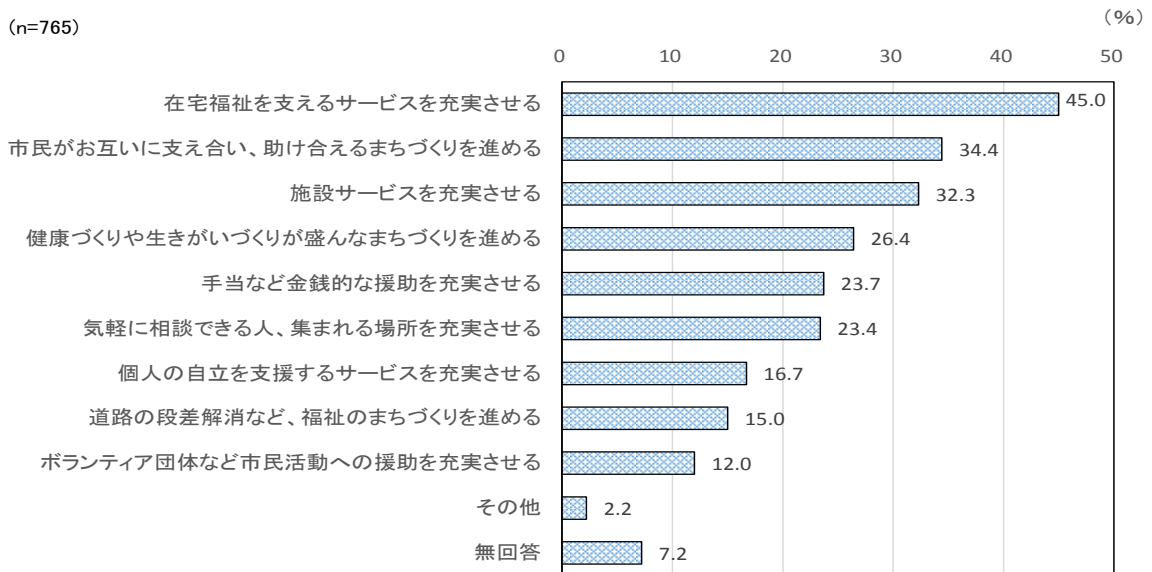
■住み慣れた地域で、市民としてできることについて



問 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政としてどのような取り組みが大切だと思いますか。（3つまで〇）

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政として大切と思われる取り組みとして「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」「市民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりを進める」「施設サービスを充実させる」が上位に挙げられています。

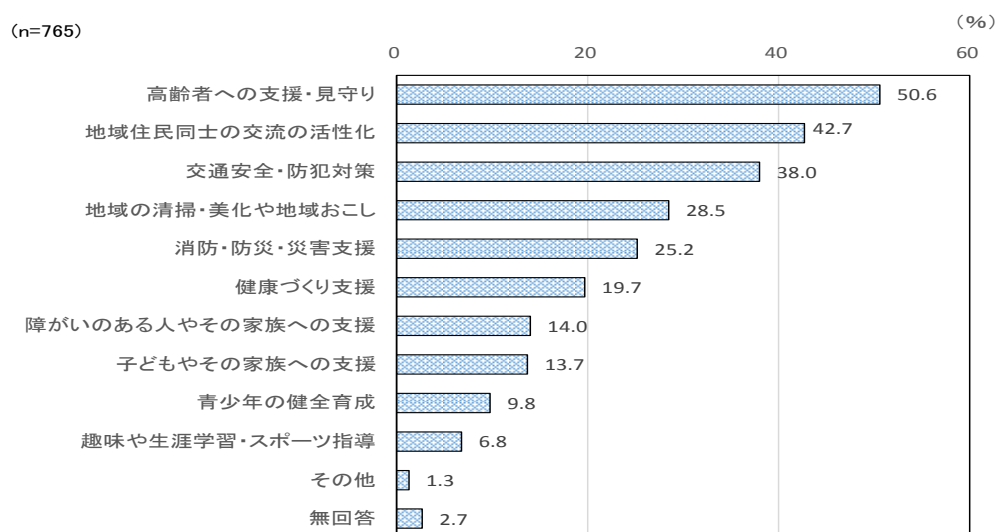
■住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政として大切と思う取り組みについて



問 地域で協力し合って取り組むことが必要なのは、次のどれだと思いますか。（3つまで〇）

「高齢者への支援・見守り」が 50.6%で最も高く、次いで「地域住民同士の交流の活性化」、「交通安全・防犯対策」が上位に挙げられています。

■地域で協力しあって取り組むことについて



10 課題のまとめ

課題1 地域の連帯意識を高める取り組みが必要です

アンケート結果の「福祉への関心」について、今回の調査結果と前回の調査結果を比較すると、「とても関心がある」と回答した割合が前回の結果より低くなっています。

人口の減少や近所付き合いが希薄になる傾向から、地域のつながりがより希薄になってきています。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりがお互いに助け合い・支え合う心を育み、顔の見える関係性を築くことが基本となります。そのため、そのきっかけとなる地域内の交流を推進するとともに、地域におけるコミュニティを形成することが重要となります。

課題2 市民一人ひとりが自立した生活を送るための支援体制の充実が必要です

アンケート結果の「住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政として大切と思う取り組み」についてを見ると、「市民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくりを進める」が上位に挙げられています。

子どもや高齢者、障がいのある方が、その人らしく自立した生活を送れるよう、福祉施策の充実を図るとともに、市民および事業者などとの連携による支援に向けた仕組みづくりが重要です。

課題3 安全安心な地域づくりの推進が必要です

本市においても少子高齢化の進展が見られることから、今後も高齢者世帯の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加が推測されます。

アンケート結果の、地域で協力しあって取り組むことでは、「高齢者への支援・見守り」や「地域住民同士の交流の活性化」「交通安全・防犯対策」が上位に挙げられ、関心が高くなっています。

市民が地域の中で安心して暮らすことができるよう、交通安全・防犯対策のさらなる充実および市民一人ひとりの意識の高揚が求められます。

また、頻発している災害時の避難体制として、高齢者や障がいのある方などの災害時要支援者に対する支援体制を整備し、充実させていくことが重要です。

第2節 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

力を合わせ 支え合うまち 桜川

桜川市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となって様々な問題が発生しています。

今後、高齢化や少子化がさらに進展し、公的な福祉サービスだけでは対応できない問題が増加していくことを踏まえると、地域住民同士がつながりをもち、共に支えあい、助け合うまちづくりを進めていかなければなりません。

このことは、日常生活だけではなく、災害に対して備えたり、災害が発生した場合でも同じです。

また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

近年多発する各地の震災や豪雨、竜巻などの異常気象による自然災害の頻発により、全国的に人々のコミュニティに対する認識が高まるとともに、「絆」が重要視されています。

本計画では、地域において人と人との「支え合い」を再構築し、「絆」を深め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもと「子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で共生できるまちづくり」を目指します。

2 基本目標

基本目標 1 だれもが市民活動に参加できる共生のまち

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、地域住民と手を携えて協力しあうことが必要です。それには、人の真心や助け合い、支え合うやさしさを基本に、地域の連帯意識が高まるような体制づくりに取り組みます。

基本目標 2 地域で支え合い、助け合う福祉のまち

地域の中には、生まれたばかりの赤ちゃんや子ども、障がいのある方、子育て中の母親や何人もの子育てを経験した人、豊富な知識・経験を有する高齢者など、様々な人が住んでいます。さらに、生活や社会環境の変化などにより、個人の価値観も多種多様化しています。

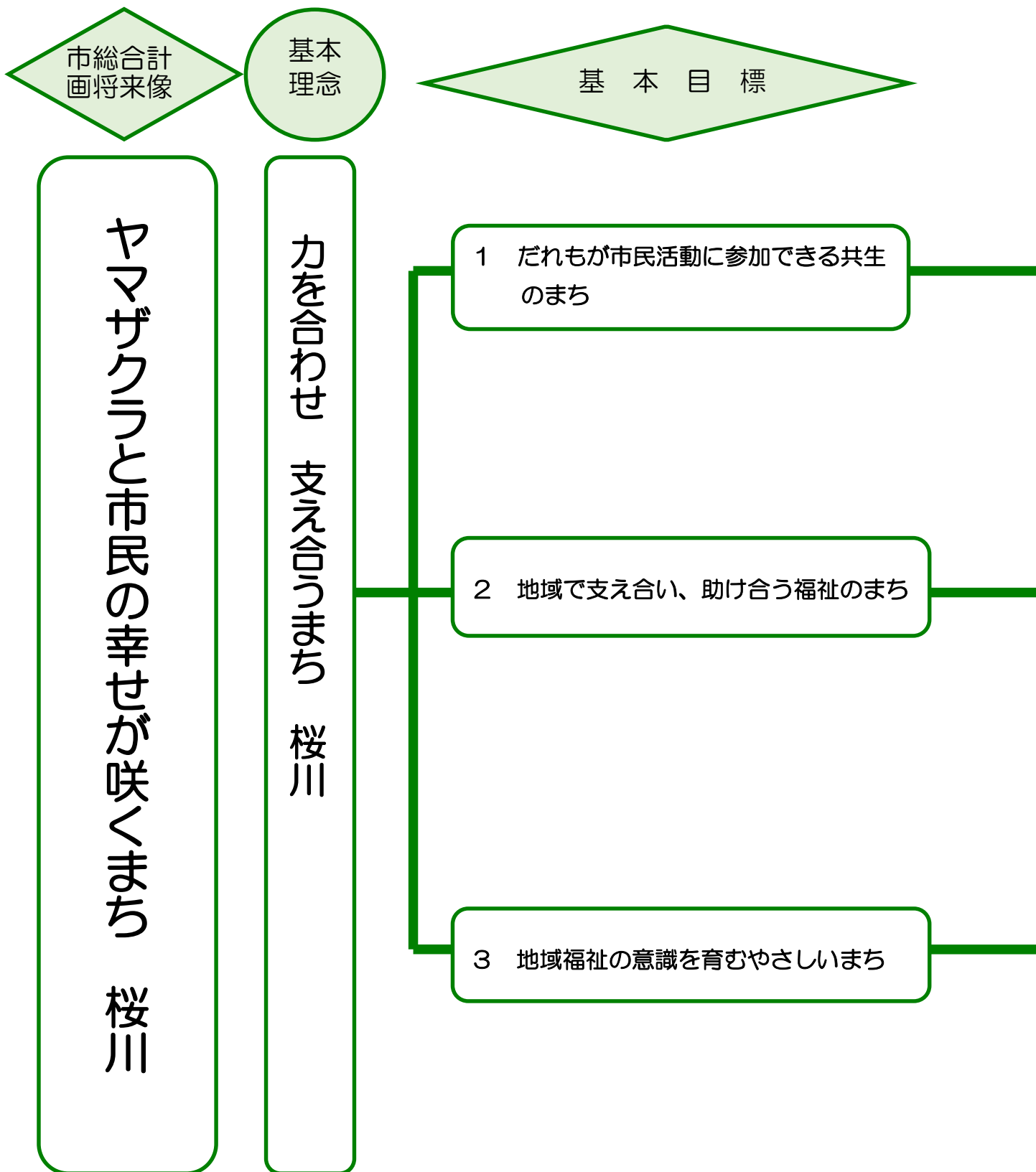
そういう中であって、個々のニーズに応じて色々な福祉サービスを受けることにより、一人ひとりが自分らしく輝き、いきいきと自立した生活が送れるよう、支援体制の充実や健康づくりに取り組みます。

基本目標 3 地域福祉の意識を育むやさしいまち

ノーマライゼーションの考え方が普及し、だれもが暮らしやすく、社会参加しやすい環境整備が求められています。日ごろから、「気配り」「目配り」「思いやり」の心をもって環境整備の推進を図り、安全・安心な防災や防犯などへの意識の高揚と、体制づくりに取り組みます。

※ノーマライゼーション：障がいのある方や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

3 計画の体系



基本施策

施策の方針



第3節 施策の展開

施策展開の見方について

本計画は、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。

このため、各論では基本目標ごとに具体的な取組方針について、「市民（自助）」「地域・団体（共助）」「市・市社協（公助）」別に期待される役割を記しています。

また、「市・市社協（公助）」については、取組みの方針だけではなく、それを実現するための具体的な施策や事業を掲載しています。

市民（自助）：市民一人ひとりが主体的に取り組むことや心がけること

地域・団体（共助）：地域や関係団体が協力して取り組むこと

市・市社協（公助）：行政が主体的に取り組むこと

今後の地域福祉の推進にあたっては、住民自身の努力による「自助」、地域住民・事業者・ボランティア・NPO法人など地域全体で取り組む「共助」、行政などが主体的に取り組む「公助」という役割分担の浸透と、協働による地域福祉活動の実践を目指します。

基本目標 1

だれもが市民活動に参加できる共生のまち

基本目標ごとに目標指標を設定し、各事業の総合的な推進を図るとともに、本市における地域福祉の推進に努めます。

■基本目標1 「だれもが市民活動に参加できる共生のまち」に対する指標

指 標		現状値	H33年度 目標値
①	あなたは「福祉」に関心をおもちですか。 (とても関心がある+どちらかといえば関心がある) 割合	87.8%	90.0%
②	地域で助けあって生活している地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う) 割合	49.7%	60.0%

<アンケート調査の結果>

基本施策1-1 見守り・助け合いの活性化

現状と課題

高齢者や障がいのある方などが地域で安心して暮らすには、日ごろからの声かけや見守りはもちろんのこと、病気や災害などの緊急時を見据えた備えが重要です。

そのため、民生委員児童委員や地域住民などによる日常的な声かけ、見守り活動などを推進します。

また、市民・事業所・市社協・市の連携により、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など、要支援者の把握に努め、支援できる体制づくりが必要です。

施策の方針1-1-1 地域での見守り・声かけ運動の推進

施策の方針

地域で、どのような人が日ごろの見守りが必要なのか、その人たちが必要なものは何かを把握し、地域の見守り体制を確立します。

また、地域で活動する事業者と協力して、地域巡回による見守り体制を築けるよう、各関係機関と連携を図り、ネットワークづくりを進めます。このため、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターでは、連携を密にしながら、見守り活動を推進します。

それぞれの取組

市民 (自助)	<p>◎近所の人や離れて暮らしている家族などと、定期的に連絡を取りましょう。</p> <p>◎ひとり暮らし高齢者などを気にかけて、異常があった場合は、適宜連絡を取りましょう。</p>
地域・団体 (共助)	<p>◎近所で声かけや見守りを行い、異常などがあった場合は、適宜連絡を取りましょう。</p> <p>◎子どもの下校時の見守りを行いましょう。</p>
市・市社協 (公助)	<p>◎民生委員児童委員の担当地区を見直し、適正な配置をします。</p> <p>◎地域ばかりではなく多方面からも高齢者などへの見守りを支援するため、民間事業者との見守りに関する協定締結を推進します。</p> <p>◎地域での見守り活動を支援します。</p>

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
民生委員児童委員協議会助成事業	市の福祉施策全般にわたる各種福祉サービスの普及に努め、弱者に寄り添い、地域福祉の重要な役割を果たしている民生委員児童委員の活動に対し、支援を行います。	社会福祉課
避難行動要支援者台帳整備事業	災害時において、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者について、災害時における安否確認や要支援者に合った避難誘導のための台帳の整備を行います。	
高齢者見守りネットワーク事業	関係機関・協力事業所が日ごろの活動や仕事のなかで、高齢者の異変に気付いた際に、地域包括支援センターへ連絡をし対応することで、高齢者の孤独死を防ぎます。	高齢福祉課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置運営事業	ひとり暮らし高齢者宅に緊急通報機器を設置し、いざという時の不安を解消するもので、通報ボタンを押すことで、関係機関に連絡が届き、速やかな支援につなげます。	
青少年育成桜川市民会議運営事業	青少年の健全育成に関する行政施策などの整備促進のため、意見聴取・協力など、必要な事業を行います。	生涯学習課

施策の方向1-1-2 地域団体との連携

施策の方針

地域には様々な組織や団体があり、それぞれが地域に根付いた活動を展開しています。こうした組織などの活動が、地域福祉を推進していくための原動力になっています。

とりわけ、身近な地域は行政区です。区長を代表とする行政区の中で、市民のつながりを高めるためにも、地域の活動に積極的に参加することが求められています。

さらに、より活発な地域活動を推進するため、地域行事への支援、転入者への地域情報の提供などに積極的に取り組みます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎地区の芸能祭や文化祭などの行事に、積極的に参加するよう努めましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域では、地域住民同士の自主的な福祉活動を広げる気運をつくりましょう。
市・市社協 (公助)	◎地域の伝統的な行事やイベントに、住民が積極的に参加していただくための啓発や情報提供を行います。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
区長会運営事業	地域発展のため、行政とのパイプ役として活動する区長を支援します。	総務課
学校警察連絡協議会運営助成事業	学校・警察および関係諸団体が緊密に連携し、児童・生徒の健全育成を図ることを目的に、長期休業中の対応などの協議、巡視活動、研修会などの事業を行います。	生涯学習課
市内高齢者クラブ助成事業	各高齢者クラブ会員の健康と生きがいのある生活を送ることや、地域社会貢献事業を行うための活動を支援します。	高齢福祉課
市保護司会・市人権擁護委員会・市更生保護女性会活動助成事業	社会を明るくする運動・募金活動・青少年の健全育成などをはじめ、人権問題や啓発活動に対する支援を行います。	市民課

施策の方針 1-1-3 市社協との連携

施策の方針

市社協は、自ら地域福祉活動を行うとともに、市民による地域福祉活動やボランティア活動を支援するという重要な役割を担っています。そのため、地域福祉推進のための市社協の活動に対して、支援を行っていきます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎市社協の活動を理解し、活動を支援するとともに積極的に参加しましょう。
地域・団体 (共助)	◎市社協の活動を理解し、活動を支援しましょう。
市・市社協 (公助)	◎市社協を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開に対し支援を行うとともに、連携の強化を図ります。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
社会福祉協議会助成事業(法人運営)	公共性の高い地域福祉活動を行っている市社協に対し、助成します。	社会福祉課

市社協への委託事業一覧

事業名	担 当 課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢福祉課
生きいきサロン事業	
家族介護者交流事業	
介護予防生活支援事業	
在宅介護支援センター事業	
奉仕員（手話養成研修）事業	社会福祉課
身体障害者訪問入浴サービス事業	
子育て支援センター事業	児童福祉課
ファミリーサポートセンター事業	

基本施策1-2 支え合いの意識づくり

現状と課題

今後、さらに人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、地域でお互いに支え合う意識の向上が必要です。

特に、今後、地域福祉の担い手として期待される子どもたちへの福祉教育を行っていく必要があります。

施策の方針1-2-1 福祉教育の充実

施策の方針

子どものころから福祉について関心を持ち、多様性を認めあい、困ったときには助けあう心を育むため、市民や関係団体と連携し、就学前からの継続的な福祉教育を推進します。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎福祉に対して興味をもち、学校や生涯学習の機会などで継続して学習しましょう。 ◎福祉問題に関心を深め、学習や実践活動を行いましょう。
地域・団体 (共助)	◎福祉サービス事業所は、学校などで実施する福祉教育に協力しましょう。
市・市社協 (公助)	◎福祉やボランティアに対する意識を向上させるため、幼少期から福祉体験の機会を増やします。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
コミュニティスクール事業	地域教育力の育成として、三世代交流事業や社会奉仕体験事業などを通し、子どもを地域で守りながら、助け合い支え合う心を育てていきます。	生涯学習課

施策の方針 1-2-2 心のバリアフリーの推進

施策の方針

行政区や学校、市社協、地域の福祉事業者などとの連携により、各種啓発活動や人権教育・福祉教育の充実、さらには地域における市民の交流、ふれあい機会などの充実により、心のバリアフリー化と多様性の理解を推進します。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現を目指します。

それぞれの取組

市民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◎性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。 ◎高齢者や障がいのある方に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指しましょう。
地域・団体 (共助)	◎障がいや障がいのある方に対する理解を深めるため、障がい福祉サービス利用者と、地域住民との交流の場づくりに努めましょう。
市・市社協 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。 ◎各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。

※ソーシャル・インクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考え。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
人権意識啓発活動事業	人権問題に関する正しい認識と理解を求めするため、定期相談および特設相談などの窓口を開設します。	市民課
障害者意思疎通支援事業	意思の疎通を図ることに支障のある聴覚障害者などに、手話通訳および要約筆記の方法で、その他の者との意思疎通を仲介する手話通訳などの派遣を行い、聴覚障害者などの福祉の向上を図ります。	社会福祉課

基本施策 1-3 活動の担い手づくり

現状と課題

地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。地域福祉の取り組みを進めるうえで、ボランティアの力は必要不可欠です。

地域の現場においては、担い手がないという実態が見られます。地域活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、地域においても新しい人が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を生かした工夫を図ることが必要です。

施策の方針 1-3-1 担い手の育成

施策の方針

新たなボランティア人材を育成するために、若年層や勤労者層、子どもなどがボランティア活動に参加しやすくなるような取り組みを進めることが必要です。

特に、団塊の世代や高齢者などの参画について工夫していきます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体 (共助)	◎各年齢層の人々や、様々な職種の方がそれぞれの得意分野を生かし、ボランティア活動に参加できる場を提供しましょう。
市・市社協 (公助)	◎市民活動に取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を支援するため、活動に役立つ情報の収集、発信を行います。 ◎それぞれのボランティア活動拠点や活動を立ち上げる支援などを通じて、活動しやすい環境づくりを進めます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
ボランティア育成事業	まちづくりに関心をもつ人材の発掘や、育成に取り組み、市民の協働するまちづくりを実現するため、地域のボランティア団体をはじめとした各種団体を支援していきます。	総合戦略室
人材育成福祉体験事業	市内の小・中・高校生を対象に、ボランティア活動を体験させることで、人材育成を行います。	社会福祉課 (市社協委託)
奉仕員(手話) 養成研修事業	意思疎通を図ることに困難な障がいのある方などが、自立した生活を営むことができることを目的とし、聴覚障がいのある方などとの交流活動の促進など、手話奉仕員の養成や研修を行います。	社会福祉課 (市社協委託)

施策の方針 1-3-2 地域および世代間交流の場づくり

施策の方針

世代間交流を通じての福祉文化や意識を育むためには、子ども・若者・中高年・高齢者などが、互いに自分たちのもっている能力や技術を出し合い、一人ひとりが主役となって活動し、交わりあうことが重要です。

そのため、地域福祉の推進という共通目標を通して、世代間交流を推進する取り組みを行います。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎地域活動を通じて、多世代による交流活動をはじめ地域のつながりを深めましょう。
地域・団体 (共助)	◎社会福祉施設などは、地域住民との交流機会を積極的につくるなど、地域に開かれた施設となるように努めましょう。 ◎退職した世代が参加しやすい交流機会をつくりましょう。
市・市社協 (公助)	◎行政区をはじめとする地域活動団体と連携した行事やイベントを積極的に開催します。 ◎地域団体や関係機関との連携により、様々な交流を促進します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
高齢者学級事業	高齢者が生き甲斐をもった豊かな生活を送るための一助として、学習会を開催します。	生涯学習課
公民館講座事業	地域の住民の学習、交流の場として実践活動を積極的に支援し、受講生一人ひとりが健康で楽しく、しかも生きがいをもった人生を送る拠点として、公民館活動の充実を図ります。	
市民文化祭事業	多くの市民が鑑賞する機会をもつことにより、心豊かで潤いのある生活をする事ができるよう、市民が日ごろの芸術創作活動の成果を発表、展示する場を提供します。	
区体力づくり推進 助成事業	体力づくりを通して、地域の三世代交流を図る事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行います。	スポーツ振興課

施策の方針 1-3-3 子育てしやすい地域づくりの推進

施策の方針

子育て中の親子が気軽に集える場として「子育て支援センター」を拠点とし、子育てに係る相談や情報提供など、関係機関や地域組織とも連携を図っていきます。

また、市社協と連携を図りながら、子育てサークルを支援し、子育て中の親のネットワークづくりを促進し、地域ぐるみの子育て支援に取り組みます。

さらに就労家庭の子育てを支援するため、「放課後児童対策事業」を推進します。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎子育てに不安がある場合は、一人で抱え込まず、身近な人や関係機関に相談しましょう。
地域・団体 (共助)	◎子どもを地域で育てるという意識をもち、子どもや子育て世帯を見守り、子どもがいきいきと育つ地域をつくりましょう。
市・市社協 (公助)	◎地域で子育て支援ができる体制の整備を推進します。 ◎子育てに関する相談や情報提供など、子育て支援センター事業を充実します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
地域子育て支援拠点事業	身近な場所での子育て親子の交流をはじめ、子育てに関する不安や悩みの相談を行うことにより、子育ての孤独感、負担感などの緩和・解消につなげます。 また、子どもの健やかな生育を促進し、併せて地域全体で子育てを支援する基盤を整えていきます。	児童福祉課
放課後児童対策事業	保護者が安心して仕事に従事できるよう、また、児童が放課後の時間を安全に過ごすことができるよう、「放課後学童クラブ」の運営を充実させていきます。	
乳幼児育児相談事業	4～7か月児の育児相談、子育て支援センター相談、随時相談などを実施し、保護者の抱える悩みや育児不安の軽減に努めます。	健康推進課
母子訪問事業	育児不安が軽減できるよう、保健師又は看護師が、生後4か月までの家庭を訪問し、相談・指導を実施します。	
乳幼児健康診査事業	乳幼児期の健診を実施し、発達の遅れや疾病の早期発見を行い、早期治療並びに早期療育につなげ、子育て支援や育児不安の解消を目指します。	
家庭教育学級事業	子育てやしつけなど、家庭教育について見つめ直し、保護者などによる情報交換、課題解決の場としての学習機会を提供します。	生涯学習課
ブックスタート事業	4～7か月児の育児相談時に、絵本への親しみをもつきっかけになるよう、「ブックスタートパック」を配布する事業を継続的に実施します。	
読み聞かせ事業	読み聞かせを実施することにより、地域との交流を深めながら本に親しむことで、豊かな心を育てていきます。	
放課後こども教室	様々な交流、学習体験活動などを通し、子どもたちの社会性、自主性、創造性などを育み、豊かな人間形成を目指すための事業を推進します。	

基本目標 2

地域で支え合い、助け合う福祉のまち

■基本目標 2 「地域で支え合い、助け合う福祉のまち」に対する指標

	指 標	現状値	H33 年度 目標値
①	高齢者にとって住みやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う) 割合	38.3%	50.0%
②	障がいのある方にとって住みやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う) 割合	18.5%	30.0%
③	子育てしやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う) 割合	42.1%	50.0%

<アンケート調査の結果>

基本施策 2-1 情報提供に関する体制づくり

現状と課題

地域の中では、行政・社会福祉法人・NPO法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制のもとでは、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。

まず、悩みや問題を抱える人々がどこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、福祉サービスに関する様々な情報提供の充実を図る必要があります。

施策の方針 2-1-1 情報の発信・受け取り体制づくりの推進

施策の方針

『広報さくらがわ』や市ホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図りつつ、身近な所で色々な人が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行い、市や市社協の相談窓口につながる情報提供体制の充実を図ります。

それぞれの取組

市民 (自助)	<p>◎広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板などを活用して、情報のネットワーク化に努めましょう。</p> <p>◎民生委員児童委員のみならず、市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集協力を努めましょう。</p>
地域・団体 (共助)	◎事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社協などの相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担いましょう。
市・市社協 (公助)	◎広報紙などの情報発信において、文字の大きさや色彩への配慮、音声媒体の活用など、障がいの有無や年代にかかわらず、わかりやすい情報提供を進めます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
防災無線事業	市内で災害が発生した際に、必要な情報の提供および避難指示を、放送によりお知らせします。	生活安全課
行政文書送達業務	広報紙をはじめ、市の行政に関する情報を、各区長を通じ全戸に配布します。	総務課
ホームページ運用事業	市の行政に関する情報をホームページに掲載し、市民になどしく情報提供を行っていきます。	秘書広報課
広報さくらがわ発行事業	市内の出来事をはじめ、行政に関する情報を住民に対し正確に伝えるとともに、行政への理解を深めてもらえるよう努めます。	
介護予防普及啓発支援事業	高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、日常生活を維持させるための情報を、広報などで周知していきます。 また、シルバーリハビリ体操指導士会などの協力を得ながら、介護予防普及啓発活動を行っていきます。	高齢福祉課

基本施策2-2 福祉サービスの充実

現状と課題

施設医療・介護から在宅医療・介護への流れの中で、だれもが支援や介護を必要とする状態になっても、安心して生活できる在宅での福祉サービスなどの充実が求められています。特に、住み慣れた地域での生活を支援するため、地域密着型のサービスの充実を図る必要があります。

中でも、サービスを必要とする人の多様なニーズへの対応や、生涯にわたって安心して生活できるようにするため、公的サービスのみならず、NPOやボランティアなどの活動の促進を図る必要があります。

また、地域の中には、介護保険制度や障害者総合支援法などの制度の狭間にいる方たちをはじめ、福祉サービスの対象にならない方たち、何らかの援助を必要とする方たちが存在しており、そうした方たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

施策の方針2-2-1 高齢者・障がい者・子育てサービスの充実

施策の方針

市民にとって利用しやすい福祉サービスの充実と、地域の人と人とのつながりの仕組みをつくり、安心して生活できる地域づくりの構築を目指します。

支援や介護を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・介護・福祉・住まい・生活支援などが、包括的に確保される体制の構築を目指します。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎市の福祉サービスについて理解を深めましょう。 ◎家族で福祉サービスについて話し合きましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域住民は、ご近所のできる身近な支援を行いましょう。 ◎ボランティア団体・事業者など、それぞれの立場からできる手助けを行いましょう。
市・市社協 (公助)	◎社会福祉事業者に対し、苦情相談窓口の周知や苦情解決制度の充実を図るよう指導し、事業者による福祉サービスの質の向上に努めます。 ◎適正かつ効果的な介護（予防）サービスの提供を目指して、事業者の支援と助言や指導を行います。 ◎相談窓口や地域、組織・団体などで把握した市民のニーズを互いに共有し、福祉施策に反映できる体制を構築します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児などの援助を受けたい人と行いたい人とが会員となり、助け合う会員組織の活動を支援していきます。	児童福祉課 (市社協委託)
児童虐待防止対策事業	要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、子どもの保護や支援および保護者の支援などに取り組んでいきます。	児童福祉課
地域ケアシステム推進事業	高齢者などの要支援者が、在宅で生活していくために最もふさわしい援助ができるよう、保健・医療・福祉など専門機関と連携を図りながら在宅ケアチームを編成し、継続した支援ができるよう取り組んでいきます。	高齢福祉課
地域自立支援協議会運営事業	地域の課題を共有するため、その課題を踏まえた困難事例のあり方、関係機関や事業所とのネットワークづくりなど、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。 また、平成 26 年度から相談支援専門員を構成員とする「相談支援専門部会」を設置しています。困難事例に対する研修会などを通して得た情報を共有化し、職員や相談支援専門員のスキルアップを図ります。	社会福祉課
障がいの福祉サービスの利用に係る相談および給付事業	障がいのある方の障がい福祉サービスの利用に対する相談・給付を通じ、障がいのある方およびその家庭の負担軽減を図るとともに、安定した生活、また自立に対する支援を行います。	
介護保険給付事務事業	介護サービス費の受付・支給を通じ、介護者の負担軽減を図り、安心した生活と高齢者の自立を支援していきます。	介護保険課
市営住宅管理事業	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で、安心・安全な住宅を提供することを目指します。	都市整備課
医療費助成事業	小児・ひとり親・重度心身障がい者・妊産婦に対し、保険給付の一部負担金の助成を行います。	国保年金課

施策の方針 2-2-2 福祉相談体制の充実

施策の方針

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また、必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、気軽に相談できる体制から専門的な相談までの、総合的な相談支援体制づくりを進めます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎要支援の度合いが高くなったり、事態が重大化したりして手遅れにならないよう、何でも気軽に相談するようにしましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域や団体の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
市・市社協 (公助)	◎必要な人が必要なときに、何でも相談できる体制を確立します。 ◎専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高めます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
障害者等相談支援事業	障がい福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。	社会福祉課
障害者相談員事業	「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」に基づき、相談員の設置をしています。 今後とも気軽に相談できる体制を整えていきます。	
ひとり親家庭および女性相談事業	ひとり親家庭や女性などの相談に応じ、生活の安定や自立支援のために必要な情報提供および指導を行います。	児童福祉課
総合相談事業	高齢者や高齢者を抱える家族、関係機関などから様々な相談を受け付け、どのような支援が必要か検討し、サービスや制度の情報提供を行うなど、問題の解決につなげます。	高齢福祉課
在宅介護支援センター運営委託事業	在宅介護に関する地域の身近な相談窓口として、桜川市地域包括支援センターと相互に協力し、効率的・効果的に業務を行います。	

施策の方針2-2-3 自立支援と成年後見制度の推進

施策の方針

認知症高齢者や障がいのある方（知的障がい者および精神障がい者）への対応として、権利擁護の推進は、重要な位置づけとなっています。市においても、成年後見制度の周知が必要となっています。

今後は、地域でも判断能力の不十分な方への地域生活の支援をはじめ、虐待の防止や予防体制の充実を図る必要があります。

このため、権利擁護に関する市民への周知および啓発は、市や市社協の広報紙をはじめインターネットなど、様々な広報媒体を活用するとともに、各種イベントや「人権週間」「障害者週間」などに合わせ、取り組む必要があります。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎権利侵害などを発見したら、適切な対応につながるよう、関係機関に連絡・相談しましょう。 ◎「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」について、理解を深めましょう。
地域・団体 (共助)	◎支援を必要とする人の日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助け合いましょう。 ◎地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要支援者の早期発見に努めましょう。
市・市社協 (公助)	◎地域において、虐待や成年後見制度などをテーマにした権利擁護に関する講習会を開催し、だれでも安心して暮らせる地域づくりを進めます。 ◎権利擁護に関する制度の普及・浸透を図るため、情報提供や啓発を行います。

※成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人を家庭裁判所で定めて、普通の生活を送れるように支援する制度です。

※日常生活自立支援事業：認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
成年後見制度に係る審判の請求事務	判断能力が不十分なため、後見などの開始の審判が必要でありながら、親族による審判請求又は申し立てが期待できない方に対し、市が審判請求を行います。 また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方については、その経費の一部を負担又は扶助します。	社会福祉課 高齢福祉課

施策の方針2-2-4 困難を抱える人の支援

施策の方針

生活困窮者を把握し、自立支援に関する総合的な相談に応じるため、関係機関との連携に努めます。

また、生活困窮者の把握や支援を推進するため、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくり、地域の特性を生かした複合的な課題に対する包括的支援に努めます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎近隣の様子を気にかけて、近所の人が発しているSOSに気づくとともに、民生委員児童委員をはじめ、市や市社協につなげましょう。
地域・団体 (共助)	◎関係者間の情報共有を図りながら、地域でできることを包括的に支援していきましょう。
市・市社協 (公助)	◎総合相談の受け入れを行い、相談者のこれまでの現状把握に努めます。 ◎生活困窮者自立支援事業を推進します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、自立した生活ができるよう生活再建の一助として支援します。	社会福祉課
生活困窮者住居確保給付金支給事業	離職などにより住居を失った方、又は失う恐れの高い方に家賃相当額を支給し、再就職に向けた支援を行います。	
権利擁護事業	権利侵害を被る状況にある高齢者などが、安心して生活できるよう、相談に応じ、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。	高齢福祉課
消費者行政事業	多重債務などの消費者問題を抱える市民の相談に応じ、必要な支援を行い、問題解決につなげます。	生活安全課

基本施策2-3 健康づくり

現状と課題

健康は、すべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化の進展をはじめ食生活の多様化など、生活様式が変化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。

介護予防が必要な方の中には、家に閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする方もおります。そうした方に介護予防への関心や参加意欲をもっていただくためには、地域住民による声かけが不可欠です。

また、民生委員児童委員や高齢者クラブ、各行政区などと協働・連携した活動を展開することによって地域力を養うことが重要です。

施策の方針2-3-1 地域での健康づくりの推進

施策の方針

市民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践するとともに、介護予防の取り組みによって、健康寿命の延伸を図ります。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎市民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践し習慣化をしていきましょう。 ◎自立に向けたセルフケア（自己管理）を行いきましょう。
地域・団体 (共助)	◎隣近所、同世代など気軽に集まれる仲間同士で、ふれあいの一環として地域での健康づくりを行いきましょう。 ◎介護予防に関する関係団体の連携を図るとともに、それぞれの役割に対する理解を深め、支援活動に取り組みましょう。
市・市社協 (公助)	◎「自分の健康は自分で守る」という意識の定着や、健康であることの大切さを啓発します。 ◎健診（検診）などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援していきます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
生活習慣病予防事業	健康づくりの保持増進のため、市民健康講座や運動教室をはじめ、各団体に対する健康教室などを実施するほか、健診結果を基にハイリスク者へ個別指導を行います。	健康推進課
健康相談事業	保健師・管理栄養士が健康に関する個別の相談に応じ、適切な助言を行います。	
がん検診事業	市内在住の方を対象に、胃がん・大腸がん・肺がん・結核・前立腺がん検診を実施。乳がん・子宮がんについては、集団健診と医療機関健診で実施します。	
特定保健指導事業	40～74歳の国保被保険者で特定健康診査を受診した者のうち、積極的支援・動機づけ支援に該当した者を対象に、6か月間にわたり食事や運動について、保健師や管理栄養士が指導します。	
人間ドック・脳併用ドック健診助成事業	30～74歳の国保被保険者に対し、「人間ドック」「脳併用ドック」など、健診費の助成をします。	国保年金課
特定健康診査事業	40～74歳の国保被保険者を対象に、集団健診および個別健診を実施します。	
後期高齢者医療制度健康診査受託事業	茨城県後期高齢者医療広域連合との業務委託契約により、後期高齢者医療被保険者を対象に、集団健診を実施します。	
ふれあい生きいきサロン事業	地域の公民館や集会場を利用し、ボランティア（シルバーリハビリ体操指導士・看護師）などの協力を得ながら、健康体操の指導や健康相談などを実施します。	高齢福祉課
高齢者生きがいと健康づくり推進事業	おおむね65歳以上の高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かすなど、生きがいを促進し、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者の孤立感を解消するため、趣味講座・教養講座・交流会などを実施します。	

基本目標3

地域福祉の意識を育むやさしいまち

■基本目標3 「地域福祉の意識を育むやさしいまち」に対する指標

	指 標	現状値	H33年度 目標値
①	あなたは、お住いの地区の避難場所をご存知ですか。 (はいと回答) 割合	65.5%	90.0%

<アンケート調査の結果>

基本施策3-1 福祉のまちづくり

現状と課題

公共施設や交通などのバリアフリー化に関しては、一部のみの整備に留まっており、歩道や道路の障害物の除去、案内表示や手話のできる職員の配置、音声ガイドなどを含め、未だ整備が十分でない状況となっています。

ユニバーサルデザインの普及を進め、高齢者、障がいのある方および乳幼児を連れた人が歩きやすい道路の整備、視覚障がいや聴覚障がいのある方に配慮した情報提供の充実などが望まれています。

施策の方針3-1-1 バリアフリーのまちづくり

施策の方針

公共施設や道路環境などの整備だけでなく、情報面などでの障壁をなくし、だれもが快適に生活のできるまちづくりを進めます。

また、地域福祉の意識を育み、高齢者や障がいのある方、子どもなどがまちづくりに参画できる環境づくりを進めます。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎身体障がい者用駐車場や点字ブロックなどの存在に気を配り、一人ひとりがマナーを守りましょう。
地域・団体 (共助)	◎商店・事業所などを含めた様々な人が利用する施設などは、バリアフリーの考えに基づいて、施設などの整備を行いましょう。
市・市社協 (公助)	◎多くの市民が利用する公共的な施設は、市の施設はもちろん、民間の建築物についても事業者の理解と協力を得て、バリアフリーに配慮した整備を推進します。 ◎障がいのある方などが、スムーズに社会参加できるよう努めます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
道路環境の整備	市民が安全に安心して道路を利用し、快適に移動することができるよう、情報提供装置や視線誘導標などの交通安全施設の新設、補修などを進めます。	建設課
身障者等用駐車場利用証交付事業	歩行困難者の方々に対する配慮として、公共施設をはじめ、ショッピングセンターや病院・銀行などに設置されている身障者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）の適正利用を推進します。そのため、障がいのある方・高齢者・難病患者・妊産婦の方などに『身障者等用駐車場利用証』を交付します。	社会福祉課
障害者意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者などに対し、手話通訳および要約筆記の方法で、他者との意思疎通を仲介する者などの派遣を行い、聴覚障害者などの福祉の向上を図ります。	

施策の方針3-1-2 移動手段の充実

施策の方針

公共交通機関の利便性の向上や移動にかかる経済的な負担の軽減により、移動に困難がある人に対する外出支援を行います。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎高齢者や障がいのある方などに対する外出支援ボランティアに、積極的に参加しましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域内で移動や外出に困っている世帯に対し、できる範囲で協力しましょう。
市・市社協 (公助)	◎高齢者や障がいのある方など、歩行が困難な人の移動時の負担を軽減するため、車いすを貸し出します。 ◎タクシー料金の一部助成、自動車改造費の一部助成など、障がいのある方の社会参加や、地域交流の場などへの移動手段の確保に努めます。 ◎デマンドタクシーやコミュニティーバスのほか、新たな公共交通の導入など、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
デマンド交通運営事業	市民が、安全安心かつ快適に市内を移動できるよう、デマンドタクシーなどを運営します。	企画課
心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に障がいのある方に対し、医療機関若しくは機能回復訓練、又は福祉事業などへの参加の往復に要するタクシー料金の一部を助成します。	社会福祉課

基本施策3-2 地域防犯・防災体制づくり

現状と課題

普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は様変わりしています。

近年の凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日ごろからの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、「支え合い」「助け合い」の精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

施策の方針3-2-1 防犯・安全のための環境づくりの推進

施策の方針

住み慣れた地域で、だれもが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、日ごろからあいさつを交わす顔見知りの関係を築き、地域住民相互の信頼関係のもとに、支援を必要とする人の情報の把握などを進め、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくりなどの犯罪が増加していることから、被害者とならないようにするための啓発活動や、地域の防犯活動を推進します。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎近所の世帯に異変を感じたら、関係機関へ相談、連絡・通報しましょう。 ◎自動車や自転車を運転する場合は、高齢者や子ども、障害のある方に十分注意して安全運転に努めましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域単位で防犯活動や交通安全活動に取り組みましょう。 ◎高齢者や子どもの見守りに向けた市の取り組みに対し、積極的に協力しましょう。
市・市社協 (公助)	◎ひとり暮らし高齢者などの見守りが必要な世帯に対する理解と、心遣いについての啓発を図ります。 ◎見守り活動に取り組む地域団体を支援します。 ◎警察や金融機関などとの連携により、犯罪被害の防止に取り組んでいきます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
交通安全指導事業	小中学校や幼稚園、こども園などで交通安全教室の開催や自転車点検の指導を行います。	生活安全課
防犯施設整備事業	通学路に防犯灯設置や防犯カメラを設置し、地域の防犯活動を推進します。	
桜川地区防犯協会運営事業	防犯ボランティアの育成をはじめ、活動備品の助成を行うなどの、地域犯罪防止に対する取り組みを支援します。	

施策の方針3-2-2 防災意識の醸成

施策の方針

地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備をはじめ、いざという時に支援が必要な人の把握や支援方法の確立は、急務となっています。そのため、防災意識の醸成を図るとともに、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みと関係の構築を目指します。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎防災訓練に参加しましょう。 ◎防災に関する情報に注意しましょう。
地域・団体 (共助)	◎地区防災訓練を実施し、災害に強いまちづくりを推進しましょう。
市・市社協 (公助)	◎自主防災組織の育成に努め、防災に対する意識醸成を行います。 ◎災害ボランティアや、支援者を養成するための研修会を開催します。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
防災訓練・意識啓発事業	地域防災計画に基づき、防災訓練などを実施し、市民の防災意識の高揚、災害への対応力の向上を図ります。	生活安全課
土砂災害への意識啓発	県が指定した土砂災害警戒区域などに係るハザードマップを関係住民に配布し、災害への備えや、防災意識高揚のための啓発を図ります。	建設課
文化財防火デー訓練事業	火災により消失する恐れのある文化財（建造物・彫刻など）の、防災点検をはじめ、防災訓練やそれらの広報活動などを地域住民と共に実施します。	生涯学習課

施策の方針3-2-3 災害に強い地域づくりの充実

施策の方針

避難行動要支援者となりうる障がいのある方や高齢者が安心して暮らせる社会を実現するため、関係団体、住民などの連携による支援体制を確立します。

また、市内の福祉施設や医療機関と提携し、災害時における福祉避難所の確保に努めます。

※福祉避難所：介護の必要な高齢者や障がいのある方など一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所のこと。

それぞれの取組

市民 (自助)	◎「自分たちの地域は自分たちで守る」の意識をもちましょう。
地域・団体 (共助)	◎地域住民一人ひとりが、日ごろから地域でのあいさつや顔の見える近所づきあいなどを行い、災害時などにおいて協力しあって地域を守りましょう。 ◎自主防災組織と災害時の協力体制に努め、訓練などに参加し、協力関係を築きましょう。
市・市社協 (公助)	◎障がいのある方、高齢者、乳幼児連れの方など、災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための、福祉避難所の確保に努めます。

《市の主な具体的施策》

市の主な事業

施策名	内 容	担当課
災害対策事業	災害に対する警戒、応急対策および災害復旧を行います。	生活安全課
避難行動要支援者台帳整備事業	災害時において、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者について、災害時における安否確認や要支援者に合った避難誘導のための、台帳整備を行います。	社会福祉課

第 3 章

計画の推進に向けて

第3章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理および評価に努めます。

また、本計画の実施にあたっては市民が参加し、行政と協働で取り組むことができるよう、行政と市民の間での情報の共有化を図るとともに、市民参加の機会の拡充に努めます。

第2節 計画の推進主体と役割

地域福祉活動を推進していくにあたっては、地域に生活している市民自身が主役になります。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するには、市や市社協の取り組みだけでは十分と言えず、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、地域において活動するボランティア、関係団体、福祉サービスなどの事業者も地域福祉の担い手となります。

これらの地域福祉を担う主体がお互いに連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要になります。

1 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会を構成している一員であるという自覚をもつことが大切です。

あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことなどを気かけたりするなど、身近な所から心がけ、主体的に地域福祉活動に参画しましょう。

2 地域の役割

高齢者・障がいのある方・子どもなどの社会的支援を要する方に対し、地域ぐるみで見守るなど、支え合いの活動を推進していく必要があります。

また、民生委員児童委員などと協力して要支援者に対する声かけや見守りを行い、市包括支援センターをはじめ、関係行政機関などとの連携を図っていくことも重要な活動となります。

3 関係団体・福祉サービス等事業者の役割

福祉サービス等事業者は、利用者の自立支援および保護、サービスの質の確保に努めるとともに、事業内容やサービス内容に関する情報提供、周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

また、関係団体は、ボランティア活動をはじめとした地域福祉活動を積極的に推進するとともに、他の組織や団体と連携を図りネットワークを構築するなど、活動基盤を強化していくことが大切です。

4 市社協の役割

市社協は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

本計画は、市民・地域・事業者などの理解と協力がなければ推進できないため、行政と連携しながら計画の推進役を担い、地域や事業者などに周知を図りながら取り組みを進めます。

5 市の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

その責務を果たすため、市民・地域・事業者、市社協などの関係機関と相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

また、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進します。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、市と市社協で行っていきます。今後、本市を取り巻く環境変化などに適切に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

第4節 計画内容や進捗状況の周知

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民・ボランティア・関係団体、福祉サービスなどの事業者、行政・市社協などの計画に関係するすべての人が共通の認識と理解をもつことが必要です。

そのため、市や市社協の広報紙やホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。